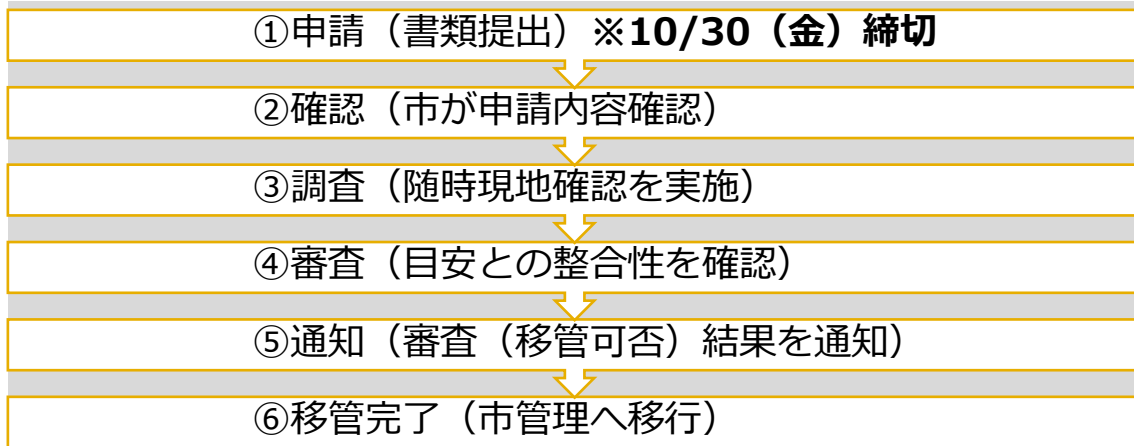


手続きのご案内

1. 手続きの流れ



2. 申請書類の提出

以下の書類を、提出期限までに河内長野市危機管理課へ提出してください。

【提出書類】

- ① 防犯灯移管申請書
- ② 設置写真（電柱全体像の写真とプレート写真）
※参考として、記入例や設置写真可否パターンを同封しています。
- ③ 防犯灯位置図
※同封の位置図は参考となります。必ず自治会等で設置箇所をご確認ください。
追記や削除がありましたら、別の色のボールペンでご記入ください。
※修正がない場合は、そのまま提出してください。
※設置写真と防犯灯位置図の番号は一致するようにお願いします。

【提出方法】

以下のいずれかの方法により提出してください。

●持参

市役所8階 危機管理課へ

（※8月3日より窓口（電話）受付時間が 9:00～16:30 となります。）

●郵送

送付先 〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所 危機管理課

（注意事項）

- ・封筒・切手は貴団体にてご用意ください。
- ・切手の料金不足にならないようにご注意ください。

●Logo フォーム（電子申請） ※容量が大きいと送信できません。→→→
⇒写真のデータのみ別途提出希望の場合は事前にお問い合わせください。



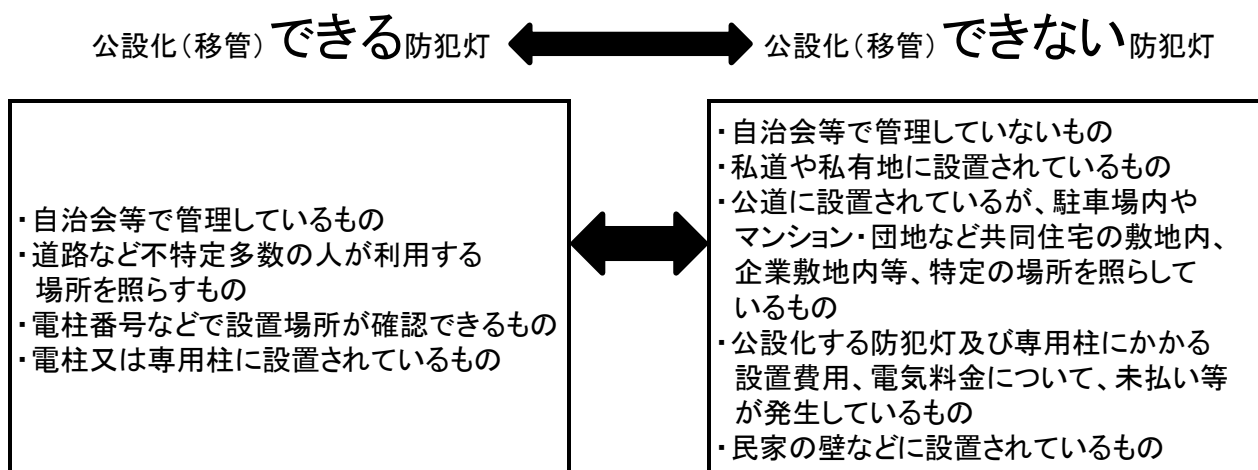
【提出期限】

令和8年10月30日(金)※期限厳守

※期限までに提出いただけない場合は、令和9年度開始時点での移管手続きを行うことができません。

3. 公設化の目安

公設化(移管)できる防犯灯・できない防犯灯の主な目安



※申請書類や現地確認等を行ったうえで、公設化の可否を決定します。

※審査の結果、目安を満たさない場合は対象外となることがあります。

公設化(移管)にあたっての注意事項

- 防犯灯の公設化にあたって、自治会内等で異議・係争がないこと。
(※公設化後に問題が生じた場合、市は一切の責任を負いません。)
- 公設化する防犯灯及び専用柱にかかる費用は無償であること。
- 上記の事項が遵守されないときは、公設化した防犯灯等の返還を受けること。
- 現場確認等のうえで公設化の可否を決定します。必ずしもご要望に沿えない場合があります。ご了承ください。
- 公設化できなかった防犯灯や専用柱に関しては、引き続き維持管理(電気料金支払いを含む)をお願いします。

その他

- 申請内容に不明点がある場合はご連絡させていただきます。
- 公設化後の維持管理費や電気料金は市が負担します。
- 審査の結果、目安を満たさない場合は対象外となることがあります。
- 公設化後も、故障時の連絡などにご協力をお願いします。
- 公設化後、運用状況に応じて、一部防犯灯を間引く可能性があります。